

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
熊本市は、軽自動車税の賦課・徴収業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	・熊本市は「地方税に関する事務」を行うために「税務システム」を使用している。 ・税務システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として「受託業務取扱いに係る自己評価シート」の提出を求め、情報セキュリティ遵守状況を確認している。 ・税務事務の一部を外部委託しているが、「業務マニュアル」及び「業務責任者等報告書」の届出を求め、業務手順等及び責任者や従事者を確認することで、個人情報の管理状況を確認している。 ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ICカード、ID及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためコンピュータの使用記録を保存、照会範囲を限定、端末PCはICカードセキュリティシステムにより、端末データを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名
熊本市長
公表日
令和1年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税の賦課・徴収事務
②事務の概要	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち軽自動車税の賦課・徴収に関する事務又は軽自動車税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 【概要】 1. 国土交通省、全国軽自動車協会及び熊本市が定めた各種税申告書の内容に基づき、軽自動車税の賦課徴収を行う業務 2. 軽自動車税の適正課税のために必要な調査を行う業務 3. 納税義務者からの申請に基づき、減免決定を行う業務 4. 納税義務者からの申請に基づき、軽自動車税課税情報を基に軽自動車税課税台帳記載事項証明書を発行する業務 【賦課業務詳細】 ①軽自動車や125ccを超える二輪車等の税申告書を全国軽自動車協会を通して取得する。原付バイクや小型特殊自動車の税申告書は熊本市の窓口13ヶ所で受け付け後、市民税課へ送付する。(いずれも週1回取得) ※他市町村で受け付けた原付等の異動物件通知書(廃車)は随時取得。 ②取得した税申告書を本市の基幹システム(ホスト)に入力する。 ③軽自動車税の減免決定に必要な情報(障害者手帳の等級等)を照会し、取得する(対象者が市内在住の場合は宛名システム経由、市外在住の場合は中間サーバー経由)。 ④住基情報がない者(市外在住住民)について、住基ネットにより個人番号を取得する。 ⑤納税通知書作成の委託先に賦課情報を提供する。 ⑥必要に応じて税申告書等の内容について、調査を行う。 ⑦作成した賦課情報を中間サーバーに登録する。 ⑧賦課情報に基づき、申請に応じて軽自動車税課税台帳記載事項証明書を発行する。 【徴収業務詳細】 ⑨上記賦課業務により課税された市税のうち、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合は、滞納整理を行う(納期限後30日以内に督促状を発送する。また、以降も完納しない場合は、催告書を発送する)。 ⑩督促状発送後においても完納しない場合は、滞納処分を行う。 ⑪滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関と、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を相互に求める。
③システムの名称	①軽自動車税システム(収納を除く) ②共通基盤 ③住民基本台帳ネットワークシステム ④税収納管理システム ⑤税収滞納支援システム

2. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税賦課・徴収情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注)・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財政局税務部市民税課、納税課
②所属長の役職名	市民税課長、納税課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860－8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096－328－2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市財政局税務部市民税課 〒860－8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096－328－2181 熊本市財政局税務部納税課 〒860－8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096－328－2204

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	I 1 ②事務の概要【賦課業務詳細】①文中	窓口20ヶ所	窓口13ヶ所	事後	組織変更に伴う窓口数変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	I 5 ①部署	財政局課税管理課、納税課	財政局税務部課税管理課、納税課	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	I 5 ②所属長	課税管理課長 堤 國隆、納税課長 松崎 太成	課税管理課長 井 広幸、納税課長 岩橋 功二	事後	異動に伴う変更のため、重要事項には該当しない
平成30年3月26日	I 7.請求先	熊本市総務局法制課市政情報プラザ 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	I 8.請求先	熊本市財政局課税管理課 熊本市財政局納税課	熊本市財政局税務部課税管理課 熊本市財政局税務部納税課	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年3月26日	II 1.いつ時点の計数か	平成26年12月15日時点	平成29年8月31日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年3月26日	II 2.いつ時点の計数か	平成26年12月15日時点	平成29年8月31日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年7月31日	I 5 ②所属長	課税管理課長 井 広幸、納税課長 岩橋 功二	課税管理課長 藤本 弘明、納税課長 岩橋 功二	事後	異動に伴う変更のため、重要事項には該当しない
平成30年7月31日	II 1.いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年7月1日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年7月31日	II 2.いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年7月1日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
令和1年6月26日	I 1. ②事務の概要	課税管理課	市民税課	事後	組織変更に伴う変更のため、重要事項には該当しない
令和1年6月26日	I 5. ①部署	財政局税務部課税管理課、納税課	財政局税務部市民税課、納税課	事後	組織変更及び人事異動に伴う変更のため、重要事項には該当しない
令和1年6月26日	I 5. ②所属長の役職名	課税管理課長 藤本 弘明、納税課長 岩橋 功二	市民税課長、納税課長	事後	組織変更及び新様式への変更に伴う変更のため、重要事項には該当しない
令和1年6月26日	I 8. 連絡先	熊本市財政局税務部課税管理課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2195 熊本市財政局税務部納税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2204	熊本市財政局税務部市民税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2181 熊本市財政局税務部納税課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2204	事後	組織変更に伴う変更のため、重要事項には該当しない
令和1年6月26日	IV リスク対策		IV 追加	事後	新様式への変更